

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本免第402号
令和7年3月24日
宮城県警察本部長

更新時講習実施要綱の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習については、「運転免許証更新時講習実施要綱の一部改正について（通達）」（平成28年6月29日付け宮本運教第812号）により運用しているところであるが、オンライン講習の運用開始に伴い更新時講習実施要綱を別添のとおり制定し、令和7年3月24日に施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

更新時講習実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号の規定による講習（以下「更新時講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

更新時講習の実施については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 オンライン講習

府令第38条第11項第3号の規定により受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他国家公安委員会規則で定める基準に従って行う講習

2 対面講習

講習指導員が、運転免許センター、警察署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設において定時集合方式により行う講習

3 特定失効者

運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新を受けなかった者のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 運転免許（仮免許を除く。以下同じ。）の効力が失われた日から起算して6月を経過していない者
 - (2) 政令第33条の6の2各号に掲げるやむを得ない理由のため前記(1)に規定する期間内に免許証等の更新を受けることができなかった者であって、運転免許の効力を失った日から起算して3年を経過せず、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの
 - (3) 道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）の公布前に海外旅行、災害、病気等の理由のため前記(1)に規定する期間内に運転免許の試験を受けることができなかった者であって、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの
- #### 4 特定取消処分者
- 法第97条の2第1項第5号の規定による運転免許の取消しを受けた者であって運転免許が取り消された日から起算して3年を経過せず、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないものをいう。

5 特別特定失効者

運転免許の効力が失われた日から起算して6月以内に運転免許を再取得した者のうち、運転免許を受けている期間が5年以上で、失効した運転免許における特定誕生日（更新前の免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日をいう。以下同じ。）の40日前の日から5年間において、違反行為等（違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷の行為をいう。以下同じ。）をしたことがないもの又は軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）1回のほか違反行為等をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。以下同じ。）をいう。

6 優良運転者講習

更新時講習のうち、更新日等までに継続して運転免許を受けている期間が5年以上ある者で次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において違反行為等をしたことがないものに対する講習をいう。

- (1) 法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けた者

特定誕生日の40日前の日前5年間

- (2) 法第101条の2第4項の規定により免許証等の更新を受けた者

法第101条第3項の規定による適性検査を受けた日前5年間（特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日前5年間）

- (3) 政令第33条の6の2各号に掲げるやむを得ない理由により運転免許の効力を失った後、当該やむを得ない理由により6月以内に運転免許の再取得ができず、運転免許の効力を失った日から起算して3年を経過せず、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないで免許証等の更新を受けた者

更新を受けることができなかった免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証等に係る適性試験を受けた日の前日までの間

- (4) 特定取消処分者で取り消された運転免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日の翌日以後に運転免許の再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けたもの

取り消された運転免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証等に係る適性試験を受けた日の前日までの間

- (5) 特定取消処分者で取り消された運転免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日以前に運転免許の再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けたもの

交付を受けた免許証等に係る適性試験を受けた日前5年間

7 一般運転者講習

更新時講習のうち、次に掲げる者に対する講習をいう。

- (1) 更新日等までに継続して運転免許を受けている期間が5年以上ある者で前記6－(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの
- (2) 特別特定失効者で一般運転者講習の受講を申し出るもの
- (3) 特別特定失効者として受けた運転免許に係る免許証等の有効期間の更新を受けようとする者であって、特定誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

8 違反運転者講習

前記6－(1)から(5)までに掲げる者でそれぞれに掲げる区分に定める期間に、又は特定失効者（前記3－(2)及び(3)の者を除く。）で、特定誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがあるもの（軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。）に対する講習

9 初回更新者講習

更新日等までに継続して運転免許を受けている期間が5年未満である者（前記7－(3)の者を除く。）で前記6－(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間に、又は特定失効者（前記3－(2)及び(3)及び前記7－(2)の者を除く。）で特定誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないものに対する講習

第4 実施方法

更新時講習は、オンライン講習又は対面講習で行うものとする。

第5 オンライン講習実施上の留意事項

1 実施基準

警察庁が整備したオンライン講習を実施するためのシステム（以下「オンライン講習システム」という。）により実施し、次の機能により受講者本人であるかどうかを確認して行うこと。

- (1) マイナポータルを用いた本人確認機能及び受講者の顔画像を用いた顔照合機能
- (2) 受講中の顔貌撮影による顔検知機能及び生体判定機能
- (3) 受講中に実施される講習内容に関する確認テスト機能

2 受講対象者

免許情報記録個人番号カードを有し、優良運転者講習及び一般運転者講習に該当する者とする。

3 受講者の確認

オンライン講習システムの機能により受講者確認を行うものとするが、確認が行えない場合は、当該受講者の更新手続時に職員が行うものとする。

第6 対面講習実施上の留意事項

1 講習の委託

対面講習を委託する場合は、府令第38条の3に定めるところにより、公安委員会が認めるものに限定して行うものとする。

2 講習指導員

更新時講習指導員（以下「講習指導員」という。）は、適格性を有し交通部長が別に定める資格要件を満たす者をもって充てるものとし、交通部運転免許課長が承認する者とする。

3 学級編成

学級編成は、講習効果が上がるよう適正な人数で実施すること。

なお、講習区分ごとの実施を原則とするが、講習指導員の体制、受講者数及び施設の実情により、次表の区分により合同学級を編成することができる。

講習実施場所	編成可能な合同学級
宮城県運転免許センター 宮城県警察石巻運転免許センター 宮城県警察古川運転免許センター 宮城県警察仙南運転免許センター	1 優良運転者講習と一般運転者講習とによる合同学級 2 違反運転者講習と初回更新者講習とによる合同学級
気仙沼警察署 南三陸警察署	全ての種別による合同学級

4 実施方法

定時集合方式とし、オンライン講習で使用する教材を積極的に活用することにより講習内容の統一性を確保するものとする。

第7 細目事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は交通部長が定める。